

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年8月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900103号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900008号

第1 結論

昭和54年*月から昭和55年3月までの請求期間及び昭和56年4月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年*月から昭和55年3月まで
② 昭和56年4月から昭和57年3月まで

親元を離れ、昭和54年3月末からA県B市内の社会保険の適用事業所ではない美容院「C」に勤務していた。勤務期間中に20歳になったが、国民年金の加入手続をしておらず、昭和57年の正月休み頃に父にその話をしたところ、その後、父が加入手続を行い、昭和54年*月から昭和57年3月までの*月の未納分の国民年金保険料を全部まとめて支払ってきたと言われた。

ところが、国の記録では、請求期間①及び②の国民年金保険料が未納と記録されている。昭和55年度の保険料が納付済となっているのに、請求期間①及び②が未納となっていることに納得がいかない。調査の上、請求期間①及び②を納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、請求者の父が昭和57年正月過ぎに国民年金の加入手続を行い、昭和54年*月から昭和57年3月までの*月の未納分の国民年金保険料を全部まとめて支払ってきた旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得時期から昭和55年7月頃払い出されたものと推認され、この頃に請求者に係る国民年金の加入手続を行ったと考えられるため、請求者の主張と一致しない。

また、請求者の父は既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができない上、請求者自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

さらに、社会保険オンラインシステムの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年

金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿において、請求期間①及び②は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

なお、請求者は父が加入手続を行い、昭和54年*月から昭和57年3月までの保険料をまとめて納付した旨主張しているところ、請求期間①は、上記手帳記号番号払出時点（昭和55年7月）では過年度納付は可能であるものの、請求期間②は、当該手帳記号番号払出後の、昭和56年度以降に現年度又は過年度納付が可能となることから、手帳記号番号払出時点（昭和55年7月）では、制度上、両請求期間をまとめて納付することはできない。

このほか、請求者が、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900110号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900035号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年12月1日から平成9年9月1日まで

私がA社B支店に営業職として入社した当初は社会保険に加入していなかったが、しばらくして社会保険に加入することになり、C支店、D支店等への異動はあったが、平成10年4月頃まで継続して同社に勤務していた。

平成2年8月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録があり、同社に継続して勤務していた期間である請求期間が厚生年金保険に加入していない記録となっているのはおかしいので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成2年8月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得後、平成10年4月頃まで、同社に継続して勤務しており、請求期間について厚生年金保険の被保険者記録がないことは不自然である旨主張している。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、平成15年1月7日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主及び同社の破産管財人(閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成17年11月15日に破産手続開始の登記がされていることが確認できる。)は、請求者及び同社に係る資料を保管していない旨回答している上、同社において厚生年金保険の被保険者資格を請求期間中に再度取得している被保険者及び請求者が名前を記憶している者のうち連絡先の判明した被保険者(以下「同僚」という。)に照会したところ、請求者と同様に営業職であったとする複数の同僚は、同社における厚生年金保険の被保険者資格が確認できない期間においても、同社に勤務していた旨回答している一方、営業職の社員については、会社の指示により社会保険への加入をやめたこともあった旨の陳述をしている同僚もいるほか、同社における勤務実態、給与の支給状況等のわかる資料を所持している同僚はおらず、請求者が請求期間において同社で厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたと推認

できる回答は得られなかった。

また、上述のとおり、A社における請求期間当時の事業主及び同社の破産管財人は、請求者及び同社に係る資料を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、請求者は平成2年8月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月8日に健康保険被保険者証が交付されているところ、同社における請求者の平成7年12月1日に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失処理が行われた同年12月20日に、当該健康保険被保険者証は回収されていること及び請求者が平成9年9月1日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を再度取得し、同年9月4日に新たな健康保険被保険者証が交付されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、請求者がA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成7年12月1日から再度同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成9年9月1日の前日までの期間に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している被保険者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もないことが確認できる。

このほか、請求者は請求期間に係る給与明細書等を所持しておらず、請求期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。